

赤い羽根共同募金のしくみを活用し団体の活動拡大を図りませんか！

赤い羽根「しまねテーマ募金」の参加団体を募集します。

## 《しまねテーマ募金（広域）募集要項》



社会・地域の課題をみんなに知ってもらいたい

課題解決に向けた団体の活動をみんなに知ってもらいたい

活動のための財源も増やしたい

「しまねテーマ募金」のしくみを活用してこのような団体の想いを  
実現しましょう！

社会福祉法人島根県共同募金会

（住所） 〒699-1101 松江市東津田町1741-3

TEL 0852-32-5977 FAX 0852-32-5978

<http://www.akaihane-shimane.jp/>

E-mail [akaihane@fukushi-shimane.or.jp](mailto:akaihane@fukushi-shimane.or.jp)

## 1 「しまねテーマ募金」とは

赤い羽根共同募金「しまねテーマ募金」は、地域の福祉課題等の解決に取り組んでいるNPO、ボランティア団体等（以下「団体」という。）が、自らが行う活動の趣旨を広く住民に啓発し、住民の理解と共感に基づく募金活動を展開し、共同募金の助成により団体の活動に必要な資金を確保し、その活動を通じて地域福祉を推進することを目的とするものです。

## 2 参加申請できる団体

本事業に申請できる団体は、次に掲げる要件を満たす団体とします。

- ①福祉に係る社会課題、地域課題を的確に捉えた活動団体であること
- ②課題解決の必要性を広く住民に伝え、共同募金の一環として募金の呼びかけができること
- ③島根県内を活動範囲とする非営利団体（法人格の有無は問いません。）であること
- ④3人以上の構成員で活動していること
- ⑤組織運営に関する規定があること
- ⑥政治活動、宗教活動を主たる目的とした団体でないこと
- ⑦寄附者からの信頼に十分に応えうる組織体制をもち、事業内容及び会計情報を公開できること

（注）複数の団体の集合体の場合は、主たる団体を明確にすること。

## 3 テーマ募金の対象事業

しまねテーマ募金の対象事業は、公的な制度では解決できない社会課題、地域課題の解決に取り組む島根県内を範囲とした次に掲げる活動とします。

- ① 子育て支援及び児童健全育成に関する活動
- ② 高齢者の生活支援及び社会参加に関する活動
- ③ 障がい者の生活支援及び社会参加に関する活動
- ④ 地域から孤立をなくす活動
- ⑤ 虐待防止、虐待を受けている人への保護活動
- ⑥ 自死予防活動
- ⑦ 難病者への支援活動
- ⑧ 犯罪被害者家族への支援活動
- ⑨ 福祉のまちづくり支援活動
- ⑩ その他の生活課題を抱える世帯への支援活動
- ⑪ その他福祉課題を解決するための活動

## 4 募金活動と助成の仕組み

### （1）募金活動について

#### ①募金目標額

参加申請にあたっては、募金目標額を10万円以上で設定してください。

#### ②募金活動期間

テーマ募金参加年度の1月1日から3月31日までとします。

### ③募金活動

参加団体は、島根県共同募金会（以下「県共募」という。）が提供する振込用紙付きチラシ（上限2000枚）などにより、自らの活動の必要性を訴えながら、その活動に必要な資金を主体的に調達するための募金活動を行い、寄附者は振込用紙により県共募に振り込むものとします。

募金は県共募の口座で受け入れ、参加団体ごとに管理します。

## (2) 助成について

各参加団体への助成金の額は、募金額から①の事務費を控除した額に、②の加算助成金を加えた額とします。（下表のとおり）

### ①事務費

事務費の額は、団体の募金額の10%とし、この額に千円未満の端数がある場合は切り捨てた額とします。ただし、当該額が10万円を超える場合は10万円とします。

### ②加算助成金

加算助成金の額は、アとイの額を加えた額とし、この額に千円未満の端数がある場合は切り捨てた額とします。なお、加算助成金は50万円を上限とします。

ア 50万円以下の募金額の20%

イ 50万円を超える募金額の10%

### 【上記助成金の計算方法】

募金実績額	助成金の計算
50万円の場合	募金実績額50万円－事務費5万円＋加算助成金10万円＝55万円
100万円の場合	募金実績額100万円－事務費10万円＋加算助成金15万円＝105万円
200万円の場合	募金実績額200万円－事務費10万円＋加算助成金25万円＝215万円
450万円の場合	募金実績額450万円－事務費10万円＋加算助成金50万円＝490万円

## 5 助成対象経費

本事業の助成対象経費は、参加団体が実施する前項の活動に要する経費とします。ただし、次の経費は対象外とします。

- ①団体の組織運営に関わる管理費・人件費
- ②懇親のための飲食や会員の飲食経費
- ③他団体、個人への助成経費
- ④その他、事業とは直接関係しない経費

## 6 助成事業の実施期間

本テーマ募金による助成を受けて事業を実施する期間は、テーマ募金参加年度の翌年度の

4月1日から3月31日までとします。なお、この期間においては、この事業実施のための寄附を公募することはできません。

#### 7 参加申請方法等

本事業に参加を希望する団体は5月31日までに、しまねテーマ募金（広域）参加申請書（様式第1号）を県共募に提出してください。

テーマ募金への参加団体については、配分委員会において審査の上決定します。

#### 8 募金額の確定

募金の受付けは3月31日付けの入金をもって締切り、額の確定後、翌年度の4月20日までにしまねテーマ募金（広域）募金額集計報告書（様式第2号）により参加団体に通知します。

ただし、第3条に定める運動期間外に入金された募金は、一般募金として取り扱います。

#### 9 募金額確定後の手続き

時 期	事 務 手 続 き
令和3年 5月20日まで	テーマ募金（広域）助成事業実施申請書（様式第3号）を提出 しまねテーマ募金（広域）助成金交付申請書（様式第4号）を提出
6月10日まで	県共募から6月10日までに助成金を交付
助成金交付後	事業内容等を大幅に変更する場合あるいは助成決定額に残余が生ずる場合は、しまねテーマ募金（広域）助成金等変更申請書（様式第6号）を提出
助成事業終了後 1か月以内	しまねテーマ募金（広域）助成事業完了報告書（様式第7号）を提出

#### 10 助成金の返還

赤い羽根共同募金「しまねテーマ募金」実施要綱第14項に該当する場合は、当該参加団体は助成金の全部または一部の返還が必要となります。

#### 11 事業実施にあたっての広報

各参加団体は、助成事業の実施にあたり、県共募が別に定める「助成明示のしおり」に基づき、共同募金の助成事業であることを様々な手法により広報してください。

**【申請等の様式は下記の本会ホームページからダウンロードできます。】**

<http://www.akaihane-shimane.jp/>